

平成 28 年度施策に関する事後評価書（案）
（モニタリング評価対象施策）

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-4)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規定、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を軽減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	236	270	233	234
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	236	270	233	
	執行額(百万円)	191	220	199		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPT)	基準値	実績値					目標値	達成
		元年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
		5562	342	335	283	255	-	0	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPT)	基準値	実績値					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	
		-	3736	2946	2894	2859	-	減少傾向を維持	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準値	実績値					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	42年度	
-		4543	4463	4424	4841	-	回収率7割	×	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2013年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2013年時点で約95%の削減を達成している。</p> <p>○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成25年度までに約70%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、フロン回収・破壊法を改正した平成27年4月1日から施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)において、フロン類対策を強化している。</p> <p>○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、概ね増加傾向を維持している。今後も、フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努め、地球温暖化対策計画に掲げた回収率5割という目標を平成32年まで、回収率7割という目標を平成42年までに達成する必要がある。</p> <p>○平成28年12月より、現行のフロン類に係る規制等の枠組みの総点検を行うとともに、フロン類対策のさらなる施策効果向上やモントリオール議定書HFC改正をうけた対応など今後の対策の在り方についての調査・検討を行うため、フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催し、3月に報告書を取りまとめた。その内容を踏まえ、平成29年3月より中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会において、フロン類対策の今後の在り方について検討中。</p>
	施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	【測定指標】 フロン類回収に係る測定指標と目標値の比較及び進捗管理を容易にするため、測定指標を「業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)」から「業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類回収率(%)」に変更する。	

学識経験を有する者の知見の活用	○フロン類対策の今後の在り方に関する検討会において検討を行うとともに、その結果を踏まえ、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会において検討を行っている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 フロン対策室	作成責任者名	馬場 康弘	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------	--------	-------	----------	---------

(※記入は任意)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力					
施策の概要	環境保全に関する主要国際会議への対応をはじめ、二国間、地域、多国間の全てのフェーズで、あらゆるチャネルでの対話を通じた重層的な環境外交を展開する。					
達成すべき目標	環境保全に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアを始めとする各国及び国際機関との連携協力を進め、世界の環境政策を牽引する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	908	936	1,082	891
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	908	936	1,082	-	-
執行額(百万円)	794	885	1,044	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 					

測定指標	多国間協力案件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	
		-	-	-	72	74	66	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	二国間協力案件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	
-		-	-	100	146	136	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	<p>【国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献】</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)の実施 SDGsの国内における普及促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける取組を共有する場として、ステークホルダーズ・ミーティングを設置。平成28年8月以来3回開催し、のべ約600名を集め、SDGsに取り組む先進的な企業・自治体の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。海外の最新動向をこの場で共有し、また、この場で共有した国内の取組を国際的な場で発信するなど、国内と国外の動きを連動させている。</p> <p>○COP22においてパリ協定の詳細ルール交渉に我が国も積極的に参加し、2018年までに詳細ルールを策定するとの決定等に貢献した。</p> <p>○「環境」と「貿易」等の進捗 二国間・多国間の経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)等の協定においては、必要に応じて持続可能な開発や環境保全に関する規定を盛り込んでいく。</p> <p>○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第42回総会(2015年10月)におけるビューロー(議長団)選挙において、日本人ビューローメンバー(インベントリタスクフォース共同議長)が選出されたことなど、第6次評価サイクル(~2022年)の立ち上げに積極的に貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。</p> <p>【アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進】</p> <p>○G7伊勢志摩サミット及びG7富山環境大臣会合において、議長国としての役割を果たし、気候変動をはじめとする各国のコミットを盛り込んだコミュニケを取りまとめ、世界の環境政策を前進させた。</p> <p>○G7富山環境大臣会合の機会を捉え、日独環境政策対話を実施した。両国大臣により日独共同声明に署名し、とりわけ低炭素技術分野における連携強化に繋がった。米国ともバイ会談を行い、二国間協力のこれまでの成果を確認、今後も連携を進めて行くこととして共同声明を発出した。12月には、フランスとの間で覚書に基づく第一回年次会合を開催し、低炭素シナリオや適応に関する協力について議論を行った。</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○COP22において、山本環境大臣より、途上国の気候変動対策を支援するための我が国の取組を分かりやすくまとめたイニシアチブを公表した。</p>	

○地球環境保全に関して、2015年4月に開催した17回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM17)において、今後5年間(2015年-2019年)に三カ国が協力して実施する「環境協力の係る日中韓三カ国共同行動計画」を採択した。具体的には、PM2.5をはじめとする大気汚染や、海洋ごみの問題等が三カ国で取り組むべき課題となっており、大気環境改善分野における二つのワーキンググループの新設、及び海洋ゴミに関するワークショップの開催等を決定した。2016年4月に開催されたTEMM18では、共同行動計画の着実な実施を確認した。

○アジア全域の主要都市では、都市化が進展し、公害等の環境問題が発生し、エネルギー消費が増大する傾向にあり、その持続性の確保が共通の課題となっている。このような状況下、平成28年3月の環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーにおいて、「環境的に持続可能な都市(ESC)」の実現に向けた活動を拡充することに合意した。これに基づき、平成29年2月に、タイ・チェンライで開催されたセミナーでは、アジアの都市がいかにSDGsを取り込んで実施していくかを議論した。

○二国間協力においては、モンゴル、ベトナム、イランのそれぞれと環境政策対話を実施し、シンガポールとインドネシアとは、ハイレベルの二国間会談を開催し、気候変動、大気汚染、廃棄物等を中心に政策の共有及び意見交換を行うとともに、更なる協力の強化を確認した。またベトナムについては、2013年12月に署名した環境協力覚書期間が終了したところ、ベトナムの要請に基づき2016年12月、覚書を更新した。協力内容として、気候変動対策を意識した低炭素技術、測定・報告・検証(MRV)等が追加され、両国間の更なる協力の可能性を広げた。

<p>施策の分析</p>	<p>今回は記載の必要なし</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 今回は記載の必要なし</p> <p>【測定指標】</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○SDGsの国内における普及促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける取組を共有し、認め合い、新たな取り組みの原動力とするためのアイデア等を得る場として、ステークホルダーズ・ミーティングを設置した。各分野における第一人者や学識経験者にも本ミーティングのメンバーとして参画してもらい、知見を活用している。平成28年8月以来3回開催した。</p> <p>○学識経験者のIPCC関連会合への派遣の実施、及び各種報告書執筆者による国内連絡会や、関連分科会等を開催し知見の活用を行っている。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>-</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 国際連携課 研究調査室 国際地球温暖化対策担当参事官室 国際協力室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>福島 健彦 木村 正伸 竹本 明生 杉本 留三</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	--	----------------------------	--	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑥)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	国内外の研究機関とのネットワーク構築等を通じ、地球環境分野のモニタリングや調査研究を推進する。					
達成すべき目標	地球環境保全の基盤となる知見、技術、データ、情報を獲得するとともに、途上国等へその知見等を展開・共有し、地球環境問題の解決に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,487	1,552	1,032	986
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	1	0	0	
		合計(a+b+c)	1,488	1,552	1,032	
	執行額(百万円)	1,438	1,552	1,032		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) ・日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) 					

測定指標	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	△
		-	69% (11/16)	79% (11/14)	73% (11/15)	71% (10/14)	50% (7/14)	各年で60%以上	
	年度ごとの目標値	/	50%	50%	50%	60%	60%	/	
	各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
-		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	○	
-		各種成果を施策等に活用	各種成果を施策等に活用	各種成果を施策等に活用	各種成果を閣議決定文書「気候変動の影響への適応計画」の策定等に活用	COP22交渉、長期低炭素ビジョンの取りまとめ等に活用	-		
年度ごとの目標	/	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	成果の施策への活用	/		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p>○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)において、4点以上を獲得した研究開発課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。平成24~27年度では69~79%といずれも60%を超えたが、平成28年度は50%と目標に至らなかった。</p> <p>○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、COP22交渉、長期低炭素ビジョンとりまとめ等に活用されており、施策の目標は達成されている。</p>

評価結果	施策の分析	<p>○本施策は、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月閣議決定)や、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)等に基づく基盤的施策の一つとして実施されるものである。</p> <p>○長期的・継続的な観点から、航空機による温室効果ガスの継続的な観測を始めとする気候変動の監視・観測、その基盤技術の開発等を計画的かつ着実に進めており、施策目標に有効に寄与している。</p> <p>○気候変動の影響評価に関する最新の知見を収集するとともに、諸外国(インドネシア、モンゴル、太平洋小島嶼国等)において、各分野の気候変動影響評価および適応計画等の策定を政府機関及び研究機関等と協働して実施しており、施策目標に有効に寄与している。</p> <p>○我が国が拠出している地球環境戦略研究機関(IGES)は、低炭素社会及びSDGs等の優先課題に向けた戦略的な調査研究、監視・観測、国際的なネットワーク構築等を行っており、平成28年度は、国内外で67の政策・研究成果物が作成・出版される等、環境問題の研究、啓発を主導している。また、ICCG(気候行政国際センター)が発表した「2016年版気候変動シンクタンクランキング」において、「欧米外地域での気候変動研究機関」のランキング第1位を獲得する等、国内外での実践的な政策提言に貢献している。</p> <p>○同様に我が国が拠出しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は、途上国の科学的能力の開発・向上を集中的に行うこと等を目的に、平成28年度は公募型共同研究プログラムを24件、若手研究者等を対象とした開発途上国の能力・向上プログラムを10件実施した。これらの実施によって途上国等へ我が国の知見等を展開・共有することにより、施策目標の達成に有効に寄与している。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 本施策は地球環境保全の基盤的施策として重要な施策の1つであることから、今後も継続していく。</p> <p>【測定指標】 前者の測定指標については、進捗を明確化するため引き続き過去5年間の平均で評価することとし、目標値は60%とする。また、平成28年度の実績値が目標に至らなかったことから、研究者と行政の情報共有や意見交換等をより密に行い、施策のニーズに合った研究成果を出すことにより、当施策の一層の推進に貢献していく。 また、後者の測定指標については、当該年度中に作成された政府文書や行政施策への活用状況が分かる記載とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○地球環境保全試験研究については、その採択審査、中間評価及び事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用しながら審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。</p> <p>○IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。</p> <p>○APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。</p> <p>○専門家によるGOSATサイエンスチームを運営し、そこでの議論をGOSATの運用に反映させている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IPCC第5次評価報告書
---------------------------	--------------

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村 正伸	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-13)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	891	738	652	634
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	891	737	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	779	719	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成26年度改訂版)(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
		25	38	39	38	38	38	46	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	42	-	/	
循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度		
	10	15	15	15	16	16	17	○	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	15	-	/	
廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度		
	56	19	17	18	16	15	17	○	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	23	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向にあり、目標値の達成に向けた状況は厳しくなっている。一方、循環利用率は近年横ばいとなってきたが、目標を達成する見込みである。廃棄物最終処分量は目標値を超過達成している。(なお、25年度の目標値は第二次循環型社会形成推進基本計画時点の数値。)
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
	次期目標等への反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の改善状況について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 ・基本計画に記載された施策については、2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再使用))に関する意見交換会や、地域循環圏形成推進のための研修を開催し、専門家の知見を伺った。 ・上記の取組を含めた循環型社会形成施策全体について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて点検・評価報告書を作成した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について(平成29年5月中央環境審議会)
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-14)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	740	646	466	413
		補正予算(b)	400	0	0	0
		繰越し等(c)	400	400	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,540	1,046	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,108	993	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標		-	-	-	-			
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	31年度	
		-	「別紙のとおり」						△
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度	
		-	「別紙のとおり」						△
年度ごとの目標		-	-	-	-				
資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度		
	-	「別紙のとおり」						○	
年度ごとの目標値		-	-	-	-				
自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	各年度		
	-	「別紙のとおり」						○	
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
	-	「別紙のとおり」						×	
ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の割合[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度		
	-	「別紙のとおり」						×	
年度ごとの目標		-	-	-	-				

評価結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり	(判断根拠)	<p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成27年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成27年度は52.2%となっており、平成30年度の目標(56%)に向けて着実に成果を上げている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○小電リサイクル法については、回収量目標14万に対して、平成27年度は6万7千と、年々増加傾向にあるものの、更なる回収量拡大に課題を抱えている。一方で、制度参加自治体数については、平成27年度に1,219と着実に増加している。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なりサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っており、3つの指標を設定している。そのうち、「一般廃棄物のリサイクル率」については、近年横ばいとなっている。「ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。「容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数」については、平成30年度の目標に向けて着実に増加している。</p>
	施策の分析		モニタリング評価のため、記載の必要なし。
	次期目標等への反映の方向性		モニタリング評価のため、記載の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省) ○第三次循環型夜会推進基本計画 ○一般廃棄物の排出及び処理状況等について(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------------	--------------------	-----------	----------	---------

指標

測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]									
		ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%] (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合) ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池 6. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 7. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト] 8. エコタウン等において実施したモデル事業の実装事業数(累計) 9. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 10. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)									
年度ごとの目標値		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	814 786	810 798	807 782	781 788	779 788	771 771	770 770	30年度	770 (計画値)	
	イ	130 89	133 90	132 82	136 80	136 80	112 112	114 114		114 (計画値)	
	ウ	305 299	306 302	305 292	305 293	306 293	292 292	291 291		291 (計画値)	
	エ	818 727	846 734	759 731	763 746	770 746	745 745	751 751		751 (計画値)	
指標2	-	-	56 49	56 53.1	56 52.2	-	-	56	30年度	56	
指標3	ア	85 95	85 95	85 95	95 95	95 95	95 95	95 95	平成27年度～平成31年度	95	
	イ	70 58	70 58	70 57	70 60	70 60	70 70	70 70		70	
	ウ	45 45	45 45	45 46	55 47	55 47	55 55	55 55		55	
	エ	40 24	40 25	40 24	40 23	50 23	50 50	50 50		50	
指標4	-	94.4	調査中	調査中	調査中	-	-	95	30年度	95	
指標5	ア	50 77.8	50 78.4	50 76.6	50 78.3	50 調査中	50 50	50 50	各年度	50	
	イ	20 59.4	20 59.3	20 60.4	20 61.1	20 調査中	20 20	20 20		20	
	ウ	55 71.6	55 70.9	55 71.6	55 73.9	55 調査中	55 55	55 55		55	
	エ	55 72.6	55 74.3	55 74.4	55 74.2	55 調査中	55 55	55 55		55	
	オ	60 72.6	60 72.2	60 71.1	60 71.5	60 調査中	60 60	60 60		60	
	カ	55 76.6	55 76.6	55 76.6	55 76.6	55 調査中	55 55	55 55		55	
	キ	30 61.1	30 60.5	30 57.9	30 55.9	30 調査中	30 30	30 30		30	
	ク	50 50	50 50	50 50	50 50.1	50 調査中	50 50	50 50		50	
指標6	ア	50 93～96.8	50 96.0～97.7	50 -	70 96.5～98.8	70 調査中	70 70	70 70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)	
	イ	85 93.3～94.8	85 93.7～94.6	85 -	85 93～94	85 調査中	85 85	85 85		85	
指標7	-	-	2.40	5.05	14 6.69	-	-	14	30年度	14	
指標8	-	-	1 1	2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	32年度	8	
指標9	-	-	13 8.2	15 11.2	16 12.9	- 調査中	- -	- -	32年度	30	
指標10	-	-	-	47.6	- 調査中	- -	- -	- -	32年度	70	

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-15)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)								
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。								
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。								
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度				
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	48,095	48,766	39,086	37,052			
		補正予算(b)	33,773	44,771	90,272	-			
		繰越し等(c)	19,835	▲ 15,095	▲ 13,144				
		合計(a+b+c)	101,703	78,442	116,214				
執行額(百万円)	98,793	76,148	110,326						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)									
測定指標	1(1) 一般廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
		55	45	45	44	44	調査中	41	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	1(2) 一般廃棄物の排出量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
		433	352	350	346	343	調査中	325	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		21	20	20	20	20	調査中	27	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	3(1) 一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
4.7		4.6	4.5	4.3	4.2	調査中	4.0		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
3(2) 一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○	
	36	36	35	34	33	調査中	31		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		
一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成	
	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	当面の間	○	
	33	31	30	27	24	調査中	33		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量、また一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、目標値を達成する見込みである。 リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

次期目標等への 反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
-------------------	----------------------

学識経験を有する者の知 見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
---------------------	-----------------

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	日本の廃棄物処理(平成27年度版)
-----------------------------------	-------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進 課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理 推進課長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-16)

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理を推進する。					
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,223	7,199	7,048	7,770
		補正予算(b)	2,000	2,177	2,198	
		繰越し等(c)	1,513	-2,186	391	
		合計(a+b+c)	12,736	7,190	9,636	
執行額(百万円)	12,686	7,034	9,345			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第三次循環型社会形成推進基本計画					

測定指標	産業廃棄物の排出量(百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		419	386	381	379	385	393	423	
	年度ごとの目標値	-							
	産業廃棄物のリサイクル率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		52	53	52	55	53	53	53	
	年度ごとの目標	-							
	産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		20	14	12	13	12	10	13	
	年度ごとの目標	-							
	PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサー類)の処理(台)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	37年度	-
		-	156,202	194,304	228,124	256,191	283,358	332,000	
	年度ごとの目標	-							
	PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	37年度	-
		-	975	1,920	3,292	4,621	6,451	13,700	
	年度ごとの目標	-							
電子マニフェストの普及率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	×	
	-	30	35	39	42	47	50		
年度ごとの目標	-								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・産業廃棄物の排出量・リサイクル率・最終処分量共に前倒しで目標を達成している。 ・PCB廃棄物に関しては、平成37年度までに全量廃棄できるよう進めていく。 ・電子マニフェストの普及率の目標は平成28年度中にはわずかに達成できなかったものの、増加傾向にあり、目標達成に向けて引き続き進めていく。
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

	次期目標等への 反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
--	-------------------	----------------------

学識経験を有する者の知 見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
---------------------	-----------------

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	産業廃棄物排出・処理状況調査等
-----------------------------------	-----------------

担当部局名	環境再生・資源循 環局廃棄物規制課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑰)

施策名	目標4-5廃棄物の不法投棄の防止等					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	471	663	632	574
		補正予算(b)	2,304	2,487	1,246	-
		繰越し等(c)	721	-232	1,878	/
		合計(a+b+c)	3,495	2,918	1,333	
執行額(百万円)	3,267	2,729	3,211			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・日本再興戦略2016 					

測定指標	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		90	123	110	90	100	-	50	
	年度ごとの目標値		-	115	102	91	81	/	
	特定支障除去等事業の件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	34年度	○
		-	10	13	13	13	12	0	
	年度ごとの目標		10	13	13	13	13	/	
	産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		143	187	159	165	143	-	100	
	年度ごとの目標値		-	-	142	131	122	/	
	バーゼル条約締約国会議で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	○
		-	-	-	0	3	0	4	
	年度ごとの目標値		-	-	0	1	0	/	
	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
		9	7	5	9	20	6	4	
	年度ごとの目標値		-	-	-	8	6	/	
クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○	
	-	-	0	0	0	0	0		
年度ごとの目標値		-	0	0	0	0	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・産業廃棄物の不法投棄の新規発見件数は目標値には届かなかったものの、年々減少している。 ・バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数は、26年度、27年度と増加傾向にあったものの、28年度には減少し、目標を達成した。
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
	次期目標等への反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会循環型社会部会等
-----------------	-----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成27年度)について ・支障除去等に対する支援に関する検討報告書
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------	--------------------	-------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-10)

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	71	117	128	129
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	71	117	128	
執行額(百万円)	73	114	128			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)					

測定指標	浄化槽適正普及管理率(%) = 合併浄化槽基数 × 11条検査率(合併) / 浄化槽全数	基準値	実績値					目標値	達成
		○年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	×
			22	24	26	27	調査中	40	
	年度ごとの目標値		—	—	36	38	39		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④ (判断根拠) 平成27年度の目標38%に対して、平成27年度の実績値は27%である。また、ここ数年の実績値は微増のため、現状のままでは平成30年度の目標値40%を達成することは困難である。
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
	次期目標等への反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者や自治体関係者、業界関係者の参加を得て、浄化槽の今後の方針について意見交換を行った「浄化槽普及戦略検討会」での議論を施策分析、方向性などに反映。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成23～27年末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省)
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------------------------	--------------------	---------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-19)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)					
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。					
達成すべき目標	災害廃棄物のできるだけ早期の処理・処分を完了する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	33,863	23,133	35,749	19,335
		補正予算(b)	0	0	891	-
		繰越し等(c)	54,856	15,061	1,418	
		合計(a+b+c)	88,719	38,194	38,058	
執行額(百万円)	57,458	24,586	34,327			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	災害廃棄物の処理割合	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
		%	58	97	99	99	99	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) ○岩手県と宮城県を含む12道県において、災害廃棄物の処理は目標通り平成26年3月末までに完了。 ○福島県についても平成27年3月末までに、一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了。
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
	次期目標等への反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------	--------------------	-------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-20)

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。					
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	206	1,150	3,704	3,641
		補正予算(b)	25,394	9,532	39,381	1,188
		繰越し等(c)	▲ 20,873	13,952		
		合計(a+b+c)	4,727	24,634		
執行額(百万円)	4,534	23,519				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画 等 					

測定指標	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	
		8%	-	8%	9%	9%	21%	60%	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	10		
測定指標	ごみ焼却施設における老朽化対策率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	
		77%	-	77%	79%	88%	91%	85%	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
測定指標	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		28年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度	
		0%	-	-	-	-	50%	100%	○
								30%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 全測定指標において、年度ごとの目標を達成した。
	施策の分析	モニタリング評価のため、記載の必要なし。
	次期目標等への反映の方向性	モニタリング評価のため、記載の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	災害廃棄物対策室長	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-28)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	4615	5,304	5,263	5,065
		補正予算(b)	977	1,180		
		繰越し等(c)	996	1,095	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6588	7,579	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6407	7,219	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
		-	23	14	18	22	15	12	
		年度ごとの目標値	19	14	14	14	14		
	②化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
		-	86	53	88	77	94	80	
		年度ごとの目標値	80	80	80	80	80		
	③内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
		-	85	107	114	132	155	200	
		年度ごとの目標値	40	60	80	100	120		
	④子どもの健康と環境に関する全国調査において全国10万人のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	44年度	○
		-	参加者登録及び追跡調査の実施	参加者登録の終了及び追跡調査の実施	追跡調査の実施及び詳細調査、化学分析の開始	追跡調査、詳細調査及び化学分析の実施	参加者追跡率(97%)	参加者のフォローアップを行い、すべての解析を完了させる。	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	参加者のフォローアップ及び化学分析の進捗		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	<p>①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標を上回る15物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表した。</p> <p>②化学物質環境実態調査では、平成28年度に94物質・媒体について調査を実施しており、目標を達成した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」(EXTEND2016)で設定した目標を達成した。</p> <p>④フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。</p>

評価結果	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>※モニタリング評価年度のため記載不要</p> <p>【測定指標】</p> <p>※モニタリング評価年度のため記載不要</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>②化学物質環境実態調査については、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。</p> <p>④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①化学物質の環境リスク評価(第15巻)</p> <p>②③平成28年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第22回)資料2-3)</p> <p>④子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書、参加者ステータス集計表(コアセンター作成)</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価 室長 笠松 淳也 環境安全課長 瀧口 博明	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------------------------	--------------------	--	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-29)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	711	728	709	765
		補正予算(b)	-	-	0	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	711	728	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	667	693	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	22	61	131	73	25	-	
		年度ごとの目標値	40	40	40	40	40		
	②化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の対象となる化学物質数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	56	68	68	69	69	-	
		年度ごとの目標	56	68	68	69	69		
	③PRTR対象物質の環境への総排出量・移動量(トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-
		-	384,762	376,006	382,922	377,818	集計中	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-	
	-	25	28	27	24	23	-		
	年度ごとの目標値	-	-	28	27	24			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①平成28年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度ごとの目標値の50物質を上回っていないが、平成28年度までの累積実績値は349物質であり、累積目標値の240物質を上回っており、累積目標を達成している。 ②化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の対象となる化学物質数は、年度目標の69に達しており、目標を達成した。 ③PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。 ④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成28年度においては平成27年度とほぼ同水準の派遣状況となった。
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ※モニタリング評価年度のため記載不要 【測定指標】 ※モニタリング評価年度のため記載不要

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。 ・化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成28年度化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価室長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	---------------------------------------	----------------------------	---	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-30)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	379	451	526	604
		補正予算(b)	1	1	1	
		繰越し等(c)	-		(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	378	450	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	357	425	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数(候補物質も含む。)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
		-	11	10	15	16	16	16	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	12	12	/	
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
0		-	-	-	0	2	10		
年度ごとの目標	/	-	-	-	0	2	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施したPOPs条約対象物質及び候補物質数について選定要件より設定した目標値を超過達成した。 ②水銀対策について、日アセアン統合基金を活用した東南アジアにおける水銀医療廃棄物の管理プロジェクトの形成を支援したほか、水銀モニタリングに関するJICA研修の立ち上げを支援した。同研修は平成29年から開始予定。
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ※モニタリング評価年度のため記載不要 【測定指標】 ※モニタリング評価年度のため記載不要

学識経験を有する者の知見の活用	POPs条約対応のため、POPsモニタリング検討会を実施している。また、SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。水俣条約については、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「化学物質環境実態調査における当面の運用指針」(環境安全課)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	環境保健企画管理 課水銀対策推進 室・環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	水銀対策推進 室長 西前 晶子 環境安全課長 瀧口 博明	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------------------------------	--------------------	---------------------------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-31)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	550	551	531	481
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	122	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	672	551	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	295	321	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
		-	2	4	3	5	6	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	
-		150	150	149	149	147	-	-	
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数:地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業):茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシニン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ※モニタリング評価年度のため記載不要 【測定指標】 ※モニタリング評価年度のため記載不要

学識経験を有する者の知見の活用	・「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシニン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシニン酸(DPAA)等のリスク評価第4次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	---

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------	--------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-32)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	9,947	9,639	9,442	9,233
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9,947	9,639	9,442	-
執行額(百万円)	9,911	9,592	9,406	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	-
	2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	86.5%	89.3%	88.9%	88.0%	91.2%	80%	
	年度ごとの目標	/	80%	80%	80%	80%	80%	/	
	3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	87.6%	87.4%	86.8%	82.9%	81.2%	80%	
	年度ごとの目標	/	80%	80%	80%	80%	80%	/	
	4 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準	実績値					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	87,389人 83.6%	87,072人 83.94%	85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	集計中	60,000人及び75%	
	年度ごとの目標	/	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	/	
	5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準	実績値					目標	達成
年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○	
-		82,767人 86.0%	84,735人 87.07%	85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	集計中	60,000人及び75%		
年度ごとの目標	/	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	/		

評価結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)
	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成24年度から平成27年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>	
施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	※モニタリング評価年度のため記載不要
	【測定指標】	※モニタリング評価年度のため記載不要

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 倉持 憲路	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-----------------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-33)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。					
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,410	15,291	15,516	16,340
		補正予算(b)	△ 446	△ 414	△ 21	-
		繰越し等(c)	△ 278	144	△ 46	
		合計(a+b+c)	14,686	15,021	15,449	
執行額(百万円)	14,517	14,066	14,612			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	実績値					目標値	達成	
		水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					○年度	-	
	年度ごとの目標値						-	-	
	②水俣市の観光入込客数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	○
436,978			587,136	520,253	542,711	519,678	481,000		
年度ごとの目標		-	469,000	472,000	475,000	475,000			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
		<p>①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に進められている。</p> <p>②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、現在、観光入込客数は目標値を上回っているが、確実に目標を達成することで、引き続き、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進めていく。</p>	
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	※モニタリング評価年度のため記載不要	
	【測定指標】	※モニタリング評価年度のため記載不要	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	特殊疾病対策室長 佐々木 孝治	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-34)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	695	700	696	706
	補正予算(b)					
	繰越し等(c)			(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	695	700	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	665	603	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		173日	130日	115日	116日	106日	98日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	140日	120日	120日	120日		
	2. 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	○
		-	-	-	-	1,928人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	1,936人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題を抽出した。	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う	
	年度ごとの目標		-	-	-	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討		
	3. 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況の検討		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			中央環境審議会「石綿健康被害救済小委員会」において、平成28年4月から計5回審議を行い、患者・家族の団体や専門家からヒアリングを実施した上で、現行制度の施行状況の評価・検討及び今後の方向性を整理した報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」(平成28年12月)を取りまとめた。					28年度	○
							法律の施行状況の検討及び必要な見直し		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成			
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	※モニタリング評価年度のため記載不要		
		【測定指標】	※モニタリング評価年度のため記載不要		
学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露者の健康管理に関する検討会において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいているところ。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、石綿健康被害救済法の施行状況及び今後の報告性について報告書を取りまとめたところ。 				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について(石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成28年3月)) ・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(石綿健康被害救済小委員会(平成28年12月)) 				
担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 岩崎 容子	政策評価実施時期	平成29年8月

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-35)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報の提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	70	83	102	85
		補正予算(b)	-	-		
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	70	83	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	63	75	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	×
		-	21.7%	73.0%	28.5%	46.2%	-	60%	
		年度ごとの目標値	-	60%	60%	60%	-	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	○
		-	-	51	77	81	82	-	
		年度ごとの目標	-	50	100	80	80	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	-
		-	1,343	1,366	2,539	3,132	3,064	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④アンケート回答自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	年度	△
		-	-	89.8%	99.2%	100%	98.6%	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①: 花粉の飛散量予測については、民間に普及してきたことから平成27年度で終了した。 ②: 黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。目標に達成する人数を確保できた。 ③、④: 熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、全ての調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	※モニタリング評価年度のため記載不要
	次期目標等への	【施策】 ※モニタリング評価年度のため記載不要

	反映の方向性	【測定指標】 ※モニタリング評価年度のため記載不要
--	--------	---------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成28年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	---------------------------

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	-------------	--------------------	-----------------	----------	---------